

サウナ公衆浴場へ画期的な第一歩!! サウナ営業における衛生等管理自主基準(案) まとまる

I、目的

この基準は、サウナ営業施設の特別の性格に鑑み、会員であるサウナ営業者が、サウナ営業施設に固有な特性に係る事項に関して、「公衆浴場における衛生等管理要領」(昭和六十二年三月三十日衛指第七十六号)以下「要領」という)に加えて、その営業施設について厳守すべき基準を自主的に定め、もってサウナ営業施設に関する衛生の向上及び確

保を図り、併せて善良の風俗を保持することを目的とする。

II、定義

この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「サウナ営業施設」とは、公衆浴場であつて、蒸気、熱砂等を使用し、同時に多数人を入浴させることができる設備を主体とするものをいう。
- 2 その他の用語は、要領の定義による。

III、施設設備

1 施設全般

- (1) 施設の周囲は、清掃及び排水が容易にできる構造であること。
- (2) ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するため、外部に開放する排水口、窓等に金網を設ける等必要に応じて防除設備を設けること。
- (3) 施設内の採光、照明及び換気が十分行なうことができる構造設備であること。

2 下足場

- (1) 男女を区別し、その境界には高さ一・八m以上の隔壁を設けて、相互にかつ、屋外から見通しできない構造であること。
- (2) 更衣室の床面積(自動販売機等の面積を除く)は、男女それぞれの入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。

3 更衣室

- (1) 男女を区別し、その境界には高さ一・八m以上の隔壁を設けて、相互にかつ、屋外から見通しできない構造であること。
- (2) 更衣室の床面積(自動販売機等の面積を除く)は、男女それぞれの入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。

とが望ましい。

毎時最大浴場利用人員×50/60

(注)50:浴場利用時間(分)

- (6) 開放できる窓又は換気設備等を有すること。
- (7) 洗面化粧設備を設けること。

あることが望ましい。

毎時最大浴場利用人員×20/60×1.1m²×2

4 浴室

- (1) 男女を区別し、その境界には高さ一・八m以上の
- (2) 洗面化粧設備を設けること。
- (3) 洗面化粧設備を設けること。
- (4) 浴室の天井は床面から
- (5) 洗面場の面積は、男女
- (6) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (7) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (8) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (9) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (10) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (11) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (12) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (13) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (14) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (15) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (16) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (17) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (18) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (19) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (20) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。

の隔壁を設け、相互にかつ、屋外から見通しできない構造であること。

洗面化粧設備を設けること。

洗面化粧設備を設けること。

- (2) 浴室の床面、周壁(床面から一m以上)及び浴槽は、耐水性の材料を用いること。
- (3) 浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配(おおむね一〇〇分の一・五以上)を設け、かつ、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。
- (4) 浴室の天井は床面からおおむね三m以上の高さの下しないよう適当な勾配を設けること。また、浴室には、湯気抜き、換気扇等を設けること。
- (5) 洗面場の面積は、男女
- (6) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (7) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (8) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (9) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (10) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (11) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (12) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (13) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (14) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (15) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (16) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (17) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (18) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (19) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (20) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。

それぞれの入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。

毎時最大浴場利用人員×20/60×1.1m²×2

(注)20:洗い場使用時間(分)

- (2) 浴室の床面、周壁(床面から一m以上)及び浴槽は、耐水性の材料を用いること。
- (3) 浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配(おおむね一〇〇分の一・五以上)を設け、かつ、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。
- (4) 浴室の天井は床面からおおむね三m以上の高さの下しないよう適当な勾配を設けること。また、浴室には、湯気抜き、換気扇等を設けること。
- (5) 洗面場の面積は、男女
- (6) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (7) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (8) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (9) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (10) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (11) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (12) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (13) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (14) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (15) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (16) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (17) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (18) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (19) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (20) 洗面場には、入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。

間隔が望ましい。

洗面場の排水溝は、危害を防止し、かつ、排水等に支障のない構造であること。

浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。

- (9) 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (10) 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (11) 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (12) 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (13) 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (14) 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (15) 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (16) 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (17) 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (18) 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (19) 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。
- (20) 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴利用者数に及び、次に算出される面積以上であること。

しない構造であること。

ただし、給湯栓等により熱湯を補給する構造のものにあつては、その付近のよく見やすい場所に熱湯に注意すべき旨の表示をすること。

浴槽における原水、原湯の注入口は浴槽水が逆流しないような構造であること。

- (12) 浴槽における原水、原湯の注入口は浴槽水が逆流しないような構造であること。
- (13) 浴槽等により浴槽水を循環させる構造のものにあつては、湯の注入口を浴槽の水面より下に設けること。
- (14) 浴槽には、入浴者が容易に見える位置に温度計を備えること。
- (15) 浴室内の適当な場所に一カ所以上の飲料水を供給する設備を設けること。
- (16) 使用済みのカミソリ等を廃棄するための容器を設けること。
- (17) シャワー設備を設ける場合は、適当な温度の湯を十分に供給でき、湯の温度を調節できるものであること。
- (18) また、立位で使用するシャワー設備を設ける場合は、シャワー水が浴槽及び入浴者にかからないよう、十分な距離を設け、又はカーテン等を備えること。
- (19) サウナ室は、男女を区別し、床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いて築造すること。
- (20) サウナ室の床面は、排水が容易に行えるようおおむね一〇〇分の一・五以上の適当な勾配を付け、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。
- (21) また、室内には、掃除の際に使用される水が完全に屋外に排出できるよ

また、入浴者が接触するおそれのあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。

サウナ室は、換気を適切に行うため、給気口は室内の最も低い床面に近接する適当な位置に設け、排気口は天井に近接する適当な位置に設けること。

- (4) サウナ室は、換気を適切に行うため、給気口は室内の最も低い床面に近接する適当な位置に設け、排気口は天井に近接する適当な位置に設けること。
- (5) サウナ室の適温を保つため、温度調節設備を備えること。
- (6) サウナ室には、サウナの利用基準温度を表示し、温度計を適当な位置に設置し、必要に応じて湿度計を設置すること。
- (7) サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
- (8) また、入浴者の安全のため、室内には、非常用ブザー等を入浴者の見やすい場所に設けること。
- (9) 給水、給湯設備
- (10) 井戸水等を原水として使用する場合には、清浄な原湯水を供給するため、必要に応じて、ろ過器、消毒設備等の設備を設けること。
- (11) 循環ろ過装置は一時間あたり浴槽の容量以上の処理能力を有すること。
- (12) なお、一時間あたり浴槽の容量の四倍以上の処理能力を有することが望ましいこと。
- (13) 放熱管及び給湯管は、露出せず、直接身体に接触させない設備とするこ

〈表-1〉

場所	清掃及び消毒
更衣室内の人が直接接触する場所(床、壁、脱衣箱、体重計等)	毎日清掃 1月に1回以上消毒
浴室、サウナ室内の人が直接接触する場所(床、壁、浴槽、洗いおけ、腰掛、シャワー用カーテン等)	毎日清掃 1月に1回以上消毒
浴室、サウナ室内の排水口	適宜清掃し、汚水を適切に排水する
空気調和装置(フィルター等)、換気扇	適宜清掃
飲用水を供給する受水槽、高置水槽	1年に1回以上清掃(注)
その他の給水、給湯設備	必要に応じて清掃、消毒
便所	毎日清掃し、防臭に努める 1月に1回以上消毒
排水設備(排水溝、排水管、汚水ます、温水器(排湯熱交換器)等)	適宜清掃し、防臭に努め、常に流通良好に保ち、1月に1回以上消毒
その他の設備(娯楽室、マッサージ室、アスレチック室等)	毎日清掃 6月に1回以上消毒
施設の周囲	毎日清掃

(注) 貯水槽の清掃は「中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃に係る技術上の基準」(昭和57年11月16日厚生省告示第194号)の第2に準じて行うこととし、専門の業者に行わせることが望ましい。

〈表-2〉

場所	点検回数
更衣室、浴室、サウナ室、便所、排水設備	1月に1回以上
その他の設備	6月に1回以上

〈表-3〉

場所	照度(ルクス)	測定地点
浴室、サウナ室	150~300	床面
更衣室、便所	150~300	床面
受付	300~700	作業面
下足場	300~700	床面
廊下	75~150	床面

- (1) サウナ室は、男女を区別し、床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いて築造すること。
- (2) サウナ室の床面は、排水が容易に行えるようおおむね一〇〇分の一・五以上の適当な勾配を付け、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。
- (3) また、室内には、掃除の際に使用される水が完全に屋外に排出できるよ

- (1) 井戸水等を原水として使用する場合には、清浄な原湯水を供給するため、必要に応じて、ろ過器、消毒設備等の設備を設けること。
- (2) 循環ろ過装置は一時間あたり浴槽の容量以上の処理能力を有すること。
- (3) なお、一時間あたり浴槽の容量の四倍以上の処理能力を有することが望ましいこと。
- (4) 放熱管及び給湯管は、露出せず、直接身体に接触させない設備とするこ

協会員の遵守事項位置づけ に「優良」のマークを交付 (案)

- サウナ営業における衛生等管理自主基準が決定され、直ちに、協会員の遵守事項に位置づけ、実施優良施設には「優良施設基準」を設け、その基準を満たした施設には「優良」のマークを交付することになる。
- では「衛生等管理優良施設認定基準」とは、これから審議されるが、少なくとも次のような条件が基本となる。
- (1) 衛生等管理自主基準
衛生等管理自主基準を満たすこと。
 - (2) 自主管理マニュアル
所定事項について確実に実施、記録を保持できていること。
 - (3) 浴槽水水質確保
ア、年三回は公的施設に検査依頼して公に証明を受けること。
イ、毎日の記録を協会に提示、チェックを受けること。

- (4) 原湯及び上がり用湯に浴槽水(ろ過されたものを含む)が混和しないような構造であること。
- 6 便 所
(1) 男女それぞれの脱衣室等入浴者が利用しやすい場所にそれぞれ便所を設けること。
また、高齢者、小児等を配慮した便所を設けることが望ましい。
- (2) 窓又は換気設備等を有すること。
- (3) 流水式手洗い設備が備えられていること。
- 7 排水設備
(1) 浴場の水を屋外の下水溝、排水ます等に遅滞なく排水できる排水溝等を設けること。
- (2) 排水溝、排水管及びこれに付属する排水ますは、コンクリート製等の不透水性材料を用い、臭気の

- IV、衛生管理
1 施設全般の管理
(1) 施設設備は、(表1)により清掃及び消毒し、清潔で衛生的に保つこと。
なお、消毒には、材質に応じ、逆性石鹼、両性界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム液、クレゾール石鹼液、フェノール水、オルソクロルベンゼン液等を用いること。
- (2) 施設の内外におけるねずみ、衛生害虫等の生息状態について、次表により点検し、適切な防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。(表2)

- 2 換気、温度
脱衣室、浴室及びサウナ室は、脱衣又は入浴に支障のない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。
なお、空气中の炭酸ガス濃度は一五〇ppm以下、一酸化炭素濃度は一〇ppm以下であること。
- 3 採光、照明
施設内の各場所は、十分な照度があり、おむね次の範囲の照度であることが望ましい。(表3)
- 4 脱衣室の管理
(1) 床面は、常に適度な乾燥が保たれていること。
(2) 足ふきマット及びベビ

- 5 浴室の管理
(1) 浴室は、湯気抜きを常に適切に行うとともに、給水(湯)栓等が、常に使用できるような毎日保守点検すること。
- (2) 浴槽水の温度は、おおよね四二℃を標準とする。
- (3) 浴槽水は、常に満ばい状態に保ち、十分な原湯の供給、循環る過等により、清潔に保つこと。
また、上がり用湯及び

- 6 浴槽水等の水質管理
(1) 原水、上がり用湯及び浴槽水は、一年に一回以上水質検査を行い、その記録を一年以上保存すること。
また、必要に応じ、原湯及び上がり用水について水質検査を行うこと。
- (2) 前記の水質検査に係る検査項目、水質基準及び検査方法については、「公衆浴場における水質等に関する基準」(昭和三十八年十月二十三日環発第四七七号)の第三及び第四によること。
- (3) 飲用水を供給する設備から供給される水については、水道法等で規制を受ける水にあっては当該法律等により水質検査を行い、それ以外の水については次に水質検査を行うこと。

今回の第10回国際サウナ会議は、社団法人日本サウナ協会が発足一周年を記念して、初めて日本開催が実現したもので、ヨーロッパのサウナは、医療中心に発展してきたので、「楽しめる」サウナへの移行段階を迎えている。一方、日本は、レジャー的な印象が先行し、近年から健康・医療としてのサウ

第10回国際会議開催の意義とは

ナ研究を強化しており、全く対照的な状況にあるといえる。わが国のサウナに関する研究は、きたるべき余暇時代、高齢化社会における健康増進施策への寄与と、サウナ浴の正しい利用方法の普及、民間レベルでの国際交流を図る意味からも、国際サウナ会議は画期的な意義をもつものといえる。

- ① 井戸水等を飲用に供する場合、給水栓における水について、次の(表4)により水質検査を行い、その結果を一年以上保存すること。
- ② 井戸水等に異常を認めるときは、臨時に水道法第四条に係る検査項目のうち、必要な検査又はトリクロロエチレ

- ③ 飲用水に異常を認めるときは、臨時に水道法第四条に係る検査項目のうち、必要な検査又はトリクロロエチレ
- ④ 水質検査の結果、水道法に基づく水質基準及びトリクロロエチレン等の暫定基準を超える汚染が判明した場合は、保健所等に連絡すること。

- 9 従業員の衛生管理
(1) 衣服は、常に清潔に保つこと。
(2) 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務に従事させないこと。ただし、医師の診断により支障がない場合についてはこの限りでない。

- V、自主管理体制
1 営業者は、本要領に基づき、自主管理マニュアル及びその点検表を作成し、従業員に周知徹底すること。
2 営業者は、自主管理を効果的に行うため、自ら責任者となり又は従業員のうちから責任者を定めること。
3 責任者は、責任をもって衛生等の管理に努めること。

<表-4>

検査対象	検査回数
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上
水道法第4条第1号、第4号、第5号及び第6号に係る検査項目	1年に1回以上

<表-5>

検査対象	検査回数
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上
遊離残留塩素	1年に1回以上

- 7 給水、給湯設備の管理
(1) 給水、給湯設備は、一年に一回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと。
小規模受水槽については、簡易専用水道に準じて管理状況について保健所等の検査を受けることが望ましい。
- (2) 循環ろ過式装置を使用する場合は、ろ過が十分に行われていることを適宜確認すること。
- (3) 浴槽水について、塩素消毒等、清浄な浴槽水を供給するための適切な措置を講ずること。

- 10 その他
(1) 入浴料金、営業時間、入浴者の心得、その他必要な事項を、脱衣室等の入浴者の見やすい場所に掲示すること。
(2) 入浴施設内において、物品販売等を行う場合には、相互汚染のないよう衛生的に保つこと。
(3) 入浴者の衣類、貴重品等の盗難防止を図ること。
(4) 入浴者にタオルを貸与する場合は、新しいもの又は消毒したもの(クリーニング所における衛生管理要項(昭和五十七年三月三十一日環指第四八号)第四消毒に規定される消毒方法及び消毒効果を有する洗濯方法に従って処理されたもの)とすること。

- (3) 従業者は、一年に一回以上健康診断を受けることが望ましい。
- その他
(1) 入浴料金、営業時間、入浴者の心得、その他必要な事項を、脱衣室等の入浴者の見やすい場所に掲示すること。

皐月

5月

皐月(さつき)5日(こどもの日)・立夏/10日(愛鳥週間)・11日(長良川鯉飼開き)・母の日/15日(京都葵祭)・東京神田祭/20日(ローマ字の日)・21日(小満)・25日(神戸湊川神社禰公祭)

咲ききざり 花ばなのとき

◆鮮やかな緑が光る五月は、明るい季節。花菖蒲、あやめをはじめアイリスに都忘れまで、月初めには紫色の花が次々と咲きそろい、中旬には垣根のバラもほほえみます。◆花の女王バラは五月がさかり、巷のバラ園ではクイーンや佳人の名を冠した優美なバラが色とりどりに咲きほこり、芳香を放っています。◆葎草がふんわりと風にゆれる様子も麗しく、月末には北海道でライラック祭も催さ

れ、洋花の好きな人には楽しみが多い月です。◆一方、和風では文字どおりサツキが咲きみだれ、サツキ祭、ツツジ祭は名所公園で軒並みに開催中となります。◆また、中旬には芍薬も大きな花を重たげに開き、ポタンも満開になります。奈良の当麻寺は庭一面にぼたんが咲き、別名「ぼたん寺」と呼ばれる名所です。同じく長谷寺では長い廊下の西側に立派なぼたんが咲きほこります。

12日は「母の日」

その命日に盛大な催しを開き、幕前に供えたカーネーションを道ゆく人にわたるのが始まりといわれます。その後大正三年(一九一四

年)に米国議会でキリスト教の聖母月である五月の第二日曜を「母の日」と決め、母を讃える風習を広めました。日本には終戦後に進駐軍から、最初に頭に入れておきたいことは二つ。①絶対に「早とちり」をしないこと。②話を「中途はんば」に聞かないこと。つまり、指示・命令の内容を明確につかみ、上役が何を要求しているかを十分に理解するところからはじまります。そのためには次の③④⑤の七点を習慣づけることをおすすめします。

頼まれ上手になろう

「早とちり」や「中途はんば」で仕事をミスってしまった—あなたもきっとこんな経験を持っているはず。と同時に、その「早とちり」や「中途はんば」の原因の大半が、仕事を受けるときに頼まれ方にあったことも、いやというほど思い知らされているはず。このように、人からものを頼まれるということは、非常にむずかしいものなのです。ことに私たちビジネスマンやOL、あるいはお店での仕事は、その大部分が上役や先輩の指示・命令によって動くものだけに事態は重大です。そのときのあなたの頼まれ上手、下手が、仕事の成果や能率に大きな差をつくってしまいかねません。折しも、新入社員が本格的な戦力として加わってきた五月。ビジネス社会の経験がない、これらのフレッシュマンはもちろんのこと、いまいち徹底していなかった中堅・ベテランも、これを契機に頼まれ上手になるコツを身につけたいものです。以下はそのポイント—。

- ① 絶対に「早とちり」をしないこと。
- ② 話を「中途はんば」に聞かないこと。
- ③ つまり、指示・命令の内容を明確につかみ、上役が何を要求しているかを十分に理解するところからはじまります。そのためには次の③④⑤の七点を習慣づけることをおすすめします。
- ④ 必ずメモを用意し、指示・命令の要点を書きとめること。
- ⑤ 5W1Hのチェックリストにあてはめて整理し、上役が求めていることが何かを把握すること。
- ⑥ 話の途中で口出しせず、最後までよく聞くこと。
- ⑦ あいまいな点があれば、遠慮なく、納得のいくまで質問すること。
- ⑧ すべて聞き終わったら、必ず要点を復唱して、間違いや聞き落としのないことを確認すること。
- ⑨ もし、その指示・命令が直属の上司以外のものであれば、必ず直属の上司に報告して了解を取ること。

朝日新聞が国際会議開催で社告

第10回国際サウナ会議の開催に当たって、朝日新聞社の後援を受けているが、会議開催の概要が四月九日付け(大阪版)紙面に社告として掲載された。



アジアで初の開催
京都で5月7・8日

「健康とサウナ生活」をテーマに、アジアで初の国際サウナ会議を京都で開催します。サウナについて長い歴史を持つヨーロッパを中心に、学者、研究者が多数参加します。

会場：国立京都国際会館(京都市・宝ヶ池)
日程：5月7日(火)午後10時～午後6時、講演「サウナ研究の進展」A・エーザロ(国際サウナ協会会長)、「サウナと子供」E・ス(熱気と通気)E・アイカス(熱気及び技術研究所教授)、「中部ヨーロッパ、職業、電話番号を書き、特にオーストリアにおけるサウナと人間」がき住所、氏名、年齢、職業、電話番号を書き、〒600京都市下京区塩小路

主催(社) 日本サウナ協会、国際サウナ協会
後援 厚生省、在日フィンランド大使館、朝日新聞社、朝日イブニングニュースほか
特別協賛 キリンビール株式会社

通新町西 新京都センタービル五二一号室 国際サウナ会議事務局へ。先着五百人を無料招待。
お問い合わせ：国際サウナ会議事務局 075・341・2814
主催(社) 日本サウナ協会、国際サウナ協会
後援 厚生省、在日フィンランド大使館、朝日新聞社、朝日イブニングニュースほか
特別協賛 キリンビール株式会社



花たちの競演—インテックス大阪にて

新会員紹介

- 西部ブロック兵庫支部
- 神戸レイビスサウナ
- 神戸大和株式会社
- 代表者 山田 佳子
- 神戸市中央区下山手通 2丁目2番10号



再び花博公園に 咲くやこの花館がオープン

